平成３０年（フ）第１号
和歌山県新宮市熊野地１丁目15番２号　あけぼの団地　304号
債務者　メ谷　理恵
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第４９号
鳥取県倉吉市昭和町２丁目38番地
債務者　岡本　知之
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１４７号
鳥取県米子市淀江町中間430番地１、前住所鳥取県米子市河岡201番地24　コンフォートヴィラＢ棟205
債務者　岩田　亮介
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１４９号
鳥取県米子市永江260番地　県住54―１―345号
債務者　塩尻　覚文
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２９２号
愛媛県松山市北久米町1048番地
債務者　吉岡　裕香
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９８号
愛媛県松山市中村４丁目13番39号
債務者　兵頭　基之
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０１号
愛媛県松山市竹原４丁目10番12号　藤井方
債務者　渡邉　文子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1179番地の１グランドヒルズＲ101号
債務者　谷口　　実
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３９８号
宮崎市丸山２丁目160番地
債務者　堤　　壽
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０９号
宮崎市大字折生迫3317番地２
債務者　齋藤　嘉德
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１１号
宮崎県都城市東町８街区１号　２Ｆ
債務者　中川　千春
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１２号
宮崎県都城市高崎町縄瀬1483番地31
債務者　本永　栞里
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第２５９号
福井市西谷１丁目503番地　ＦＳⅦ101号
債務者　総商山下こと　山下　正人
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
福井県鯖江市神中町３丁目７番26号　ＭＫマンション神中105号、住民票上の住所福井県越前市波垣町第13号13番地
債務者　吉田　淳一
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
福井県越前市押田１丁目10番３号
債務者　塩田さやか
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
福井県鯖江市柳町３丁目５番12号　メゾンカタヤマ．105、旧住所横浜市瀬谷区阿久和西１丁目20番地２　くぬぎの森７―105
債務者　市場　竜一
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
福井市開発１丁目501番地　シルキーハイツ206
債務者　中村　紀子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

第明治三十二種郵便物認可　年三月三十一日